

# 第3章 災害予防計画

地震災害の災害の発生を未然に防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

また、国が策定した地震防災戦略を踏まえた地域目標の作成に努めるものとし、地域防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

## 第1節 防災業務施設・設備等の整備

地震災害の災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国・県・町・防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施するものとする。

### 1. 地震観測施設・設備等〔総務課〕

(1) 町及び防災関係機関は、観測に必要な施設・設備の整備点検、更新をするとともに、地震・津波観測体制の強化を図るものとする。

(2) 観測所及び観測点は、次のとおりである。

地震観測点 五戸町字古館2-1-1 五戸町役場内

### 2. 消防施設・設備等〔総務課〕

消防ポンプ自動車等の消防機械・消火栓・(耐震)防火水槽等の消防水利・火災通報施設等の整備、点検に努め、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に危険物災害、林野火災等に対処するための資機材の整備を図るものとする。

(1) 整備状況 消防施設等の現況は、次のとおりである。

区分	消防吏員数	消防ポンプ					その他の自動車	消防水利			
		消自防ポンプ車	水消自防槽ポン付車	小動力ポン型	小動力積力積ポン車	計		消火栓	防火水槽	その他の水利	計
五戸消防署	26	1	1			2	2				
西分遣所	13	1				1	2				
消防分団名	第1分団	17	1			1		162	153	15	330
	第2分団	17	1			1					
	第3分団	19	1			1					
	第4分団	17	1			1					
	第5分団	19	1			1					
	第6分団	17	1			1					
	第7分団	17			1	1					
	第8分団	16			1	1					
	第9分団	18	1			1					
	第10分団	17	1			1					
	第11分団	18	1			1					
	第12分団	17	1			1					
	上市川分団	25		1		1					
	第15分団	17	1			1					
	第16分団	17	1			1					
	第17分団	17			1	1					
	第18分団	17	1			1					
	第19分団	17	1			1					
	第20分団	13			1	1					
	第21分団	12			1	1					
	第22分団	11			1	1					
	第23分団	14			1	1					
	第24分団	14			1	1					
	第25分団	17	1			1					
第26分団	15	1			1						
倉石1分団	26	1		2	3	24	12	3	39		
倉石2分団	26		1	3	4	42	18	7	67		
倉石3分団	28	1		1	2	23	9	5	37		
倉石4分団	28	1		1	2	24	9	3	36		
計	562	21	3	7	8	39	4	275	201	33	509

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

消防力及び消防水利の基準に基づき、消防施設整備計画により増強、更新を図るなど整備していくものとする。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮するものとし、震災時における消防活動体制の整備に努めるものとする。

ア. 消防ポンプ自動車等整備計画

区分	区域名	人口	全体計画(16~19)		16年度		17年度	18年度		19年度
			消自防ポ動ンプ車	小ポ付型ン積動プ載力車	消自防ポ動ンプ車	小ポ付型ン積動プ載力車	消自防ポ動ンプ車	消自防ポ動ンプ車	小ポ付型ン積動プ載力車	消自防ポ動ンプ車
五戸消防署			1							1
西分遣所										
分 団 名	第 1 分団	上大町・荒町	1,125	1						1
	第 2 分団	下大町・ひまわり団地	1,759							
	第 3 分団	新町・ひばり野団地	2,893							
	第 4 分団	川原町	876							
	第 5 分団	博労町	2,775							
	第 6 分団	姥川村・下新井田	599	1			1			
	第 7 分団	石仏・兔内	309							
	第 8 分団	根前	311							
	第 9 分団	佐野・大森・大久木	564							
	第 10 分団	切谷内	808							
	第 11 分団	粒ヶ谷地	257							
	第 12 分団	菖蒲川	534	1				1		
	上市川分団	上区・中区・下区	1,282							
	第 15 分団	北市川	293							
	第 16 分団	池ノ堂	320							
	第 17 分団	石呑	743		1		1			
	第 18 分団	浅水	583							
	第 19 分団	扇田・野沢	471							
	第 20 分団	豊川	199							
	第 21 分団	北向・関口	148							
第 22 分団	手倉橋	148								
第 23 分団	荷軽井	144								
第 24 分団	岩ノ脇	142								
第 25 分団	豊間内	500								
第 26 分団	志戸岸	445								
倉石 1 分団	石沢	1,013								
倉石 2 分団	中市	1,254								
倉石 3 分団	又重下	652								
倉石 4 分団	又重上	597								
計		21,744	4	1	0	1	1	1	0	2

イ. 消防水利整備計画

区分		現有数	全体計画	年次計画				
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
消火栓	公設	162	10	2	2	2	2	2
	私設		0					
防火水槽	40t未満	25	0					
	40～100t未満	128	13	3	2	3	2	3
	100t以上							
その他の水利計		15	0					
		330	23	5	4	5	4	5

3. 通信施設・設備等〔総務課〕

(1) 町及び各防災関係機関は、防災に関する情報伝達等の迅速化を図るため、衛星通信、防災行政用無線、有線電話・ファクシミリ、無線電話・ファクシミリ、携帯電話、インターネット、電子メール等の情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報関連情報等の収集体制の整備に努め、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政用無線等情報伝達網（戸別受信機を含む。）の整備を図る。

また、それぞれの通信施設等の整備改善（耐火耐震構造等）及び施設が被災した場合の非常電源、予備機等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア. 防災行政用無線

(ア) 町有無線設備は、次のとおりである。

○基地局・移動局

周波数	局種別		呼出名称（呼出符号）	配置課	設（常）置場所
(146.02MHz)	基地局(10W)		ぼうさいごのへ	総務課	五戸町字古館21-1
	移動局(10W)	携帯	ぼうさいごのへ 21, 22	総務課	五戸町役場 0178-62-2111
		車載	ぼうさいごのへ 1 ぼうさいごのへ 2 ぼうさいごのへ 3 ぼうさいごのへ 4	農林課 総務課 建設課 福祉課	
(68.835MHz)	固定局(10W)		ぼうさいくらいしむらこうほう	倉石支所	五戸町大字倉石中市 字上ミ平19-1
(146.02MHz)	基地局(5W)		ぼうさいくらいし	倉石支所	五戸町役場倉石支所 0178-62-7968
(146.02MHz)	移動局(10W)	車載	ぼうさいくらいし 1~5	総務課	倉石1~倉石4ポンプ自動車 テラノ
	移動局(10W)	車載	ぼうさいくらいし 6~9	支、農林 建、上下	ADバン、エスクード ビッグホーン、水道車
	移動局(10W) 移動局(5W)	携帯 携帯	ぼうさいくらいし 101 ぼうさいくらいし 102~108	倉石支所 総務課	倉石1~倉石4分団長 4大隊副団長3名 農協倉石支店
(68.835MHz)	固定局(10W)		じえいえいしんせいくらいし		

○同報無線

所属	呼出名称	周波数及び空中線電力
五戸町	ぼうさいごのへこうほう	68.835MHz 5W

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。

役場  
親局  
固定局  
基地局

NTT回線

五戸消防署  
〈遠隔制御装置〉

しんせい五戸農協  
倉石支店  
〈遠隔制御装置〉

	局NO	設置場所	局NO	設置場所
	1	根岸	1	石沢境
	2	下大町	2	石沢中央
	3	新町	3	石沢殿城
	4	上大町	4	コスモス団地
	5	博労町	5	木戸場
	6	大渡	6	槍沢
	7	追分	7	鳥沼新田
	8	苗代沢	8	小渡
	9	地藏平	9	松山
	10	志戸岸	10	向平
受	11	豊間内	11	中市新山平
信	12	岩ノ脇	12	中市北
装	13	野沢	13	中市田茂平
置	14	扇田	14	浦田下モ
設	15	浅水	15	浦田上ミ
置	16	北向	16	水上新田
場	17	関口	17	山田
所	18	下豊川	18	太田
子	19	上豊川	19	北向
局	20	手倉橋	20	沼沢
	21	荷軽井	21	谷地中
	22	鹿内	22	花部
	23	越掛沢	23	鎗水
	24	下新井田	24	宮台
	25	蛭川	25	館町
	26	石仏	26	館町上館
	27	佐野	27	森田
	28	大久木	28	冬名
	29	切谷内	29	古川代
	30	粒ヶ谷地	30	芦名沢
	31	菖蒲川	31	牧内
	32	北市川	32	横倉
	33	上市川 (上区)	33	一ノ坪
	34	上市川 (下区)	34	風原平
	35	池ノ堂	35	大久保
	36	石呑	36	清三久保
	37	鳩岡平	37	駒袋
	38	旧庁舎跡地		
	39	浅水 1		

戸別受信装置	陣馬 1・柏木 6・樺の木 3・長屋・ 北田ノ沢 4・四五市 4・中筒 1 1・倉石 3 0
--------	---

陸上移動局	携帯用 2・農林課車両 1・総務課車両 1・ 建設課車両 1・福祉課車両 1
-------	---

陸上移動局	公用車 5・消防ポンプ自動車 4・ 携帯 8
-------	---------------------------

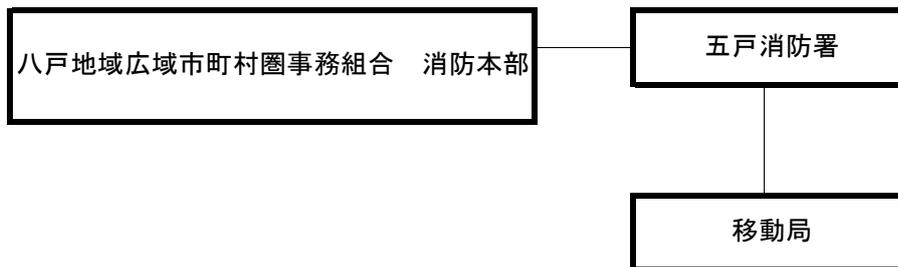


ウ. 消防無線

(ア) 消防無線設備は、次のとおりである。

所属	局種別	呼出名称	電波の型式・周波数・空中線出力			設(常)置場所 電話番号
			型式	周波数	出力	
五戸消防署	FX・FB	はちしょうごのへ	F3E	F1・F2・F3・F4・F5・F6・F7・F8	10w	五戸町字大渡 11-1 0178-62-3119
		はちしょうごのへ		F1・F2・F3・F4・F7・F8	10W	
	はちしょう50	F1・F2・F3・F4・F7・F8		10W		
	はちしょう51	F1・F2・F3・F4・F7・F8・F9・F10		10W		
	はちしょう52	F1・F2・F3・F4・F7・F8		10W		
	はちしょう350	F1・F2・F3・F4・F7・F8		1W		
	はちしょう351	F1・F2・F3・F4・F7・F8		5W		
	はちしょう352	F1・F2・F3・F4・F7・F8・F9・F10		5W		
はちしょう救急5	F1・F2・F3・F4・F7・F8・F9・F10	10W				

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



エ. その他

(ア) 県防災行政無線設備は、次のとおりである。

機関名	衛星番号	機関名	衛星番号
県庁	801-1-内線	八戸消防本部	903-7109
八戸市庁	203-7109	三戸町役場	441-7109
南郷区役所	448-7109	五戸町役場	442-7109
八戸県税事務所	811-1-211	田子町役場	443-7109
三戸地方健康福祉こどもセンター (福祉部・三戸地方福祉事務所)	811-1-215	階上町役場	446-7109
三戸地方農林水産事務所	811-1-218	南部町役場	447-7109
八戸県土整備事務所	811-1-243	〃 名川分庁舎	444-7109
三八教育事務所	811-1-267	〃 南部分庁舎	445-7109
三戸地方農林水産事務所 (八戸地域農業改良普及所センター)	811-1-233	新郷村役場	450-7109
三戸地方健康福祉こどもセンター (保健部・八戸保健所)	811-1-294	百石町役場	403-7109
三戸地方農林水産事務所 (旧農村整備庁舎)	842-7109	下田町役場	410-7109

※最初に必ず8をつけること。

(例) 県庁は8-801-1-内線番号

4. 水防施設・設備等〔総務課〕

町及び防災関係機関は、当地域における重要水防区域、危険箇所等について常日頃から具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれを備蓄する水防倉庫の整備、点検に努めるものとする。

(1) 整備状況 各水防倉庫の資機材の備蓄状況は、次のとおりである。

倉庫名	倉庫所在地	規模	備蓄主要資器材数					管理者
			土のう袋	くい	掛矢	スコップ	唐鍬	
青森県水防倉庫	五戸町字兔内	115㎡	31,000	300	7	130	10	八戸県土整備事務所 河川砂防管理課長
五戸町水防倉庫	五戸町字野月29	20㎡	3,200	154	5	64	12	総務課長

5. 救助施設・設備等〔総務課〕

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資器材、薬品等の整備点検に努める。

(1) 整備状況

区分	一般救助器具						重量物排除用器具						切断用器具								
	かぎ付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	ポートパワー	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	スパカッター	空気式大型油圧切断機
五戸消防署 町所有分を含む	1	1			1		1			1	1		1			1	1	1		1	2

区分	破壊用器具				測定用器具				呼吸保護用器具				隊員保護用器具							
	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定機	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	化学防護服
五戸消防署 町所有分を含む	7	2			1				10			1	2	2	2	2	9			2

区分	水難救護用器具							山岳救助用具		その他の救助用器具								
	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	救助器	登山器具	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機	ソフトランディング	避難はしご
五戸消防署 町所有分を含む		5		1	1					1	4	2	3	1	1	1	1	1

(2) 整備計画

人命救助に必要な資機材は、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部と連携をとり、一旦有事の際の資器材等確保に努める。

6. 広域防災拠点等

町は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や応援(救援)物資の保管等の活動拠点の確保を図る。

7. その他施設・設備等〔建設課〕

(1) 町は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備する。

ア. 整備状況

区分	トラクター	ショベル	モーターグレーダー	ダンプトラック	ショベルローダー
五戸町重機	2		2	3	1

町内の建設業者等の保有状況は次のとおりである。

所有者	電話番号	機械器具の名称・数量等							
		クレーン車	トラクタショベル	パワーショベル	モーターグレーダー	ブルドーザー	ダンプトラック	ローラー	トレーラー
(株)大西組	62-2261		2	7	1	2	8	6	1
(有)北組	62-2066	6	3	9	1	3	8	4	1
(株)沢田建設	68-3111	1	4	14	6	3	8	10	
(株)東北産業	61-1100	1	1	1		2	2	1	
(有)類家建設	68-2231	1	3	8	1	1	2	1	
(株)大西工務店	62-3454	1	3	4	1	1	4	2	
(株)大山建工	68-3353	1	2	6	1	1	5	1	
(株)川村土木	62-2543	3	4	21	1	8	26	4	2
(株)大久保建設	62-5076		1	2		2		2	
(有)軽米建設	62-3510			3			2		
佐々木建設(有)	68-2289	1		4			2	3	
(有)高橋建設	62-4648		1	4		1	3	1	
(株)タチバナ	62-7195		2	1			2		
(有)鳥谷部建業	62-4468		1	2		1		1	
(有)野村組	61-0282	1	1	6		2	5		
三浦土木工業(有)	62-4184		1	3			2		
(株)山耕	62-5101	1		1			1		
(有)小泉土建	62-5854	1	1	2			6	1	
(株)正和建設工業	77-3215			2			2		
(有)山七建設	77-2057						1		

(2) 町は、防災倉庫・防災資器材を整備する。

ア. 整備状況

五戸町水防倉庫			倉石支所防災倉庫		
資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
ビニールシート	枚	50	剣スコップ	丁	20
番線	束	2	角スコップ	丁	8
鎌	丁	7	掛矢	丁	8
一輪車	台	5	唐鍬	丁	10
鋸	丁	9	つるはし	丁	1
大ハンマー	丁	5	おの	丁	2
番線切り	丁	2	鋸	丁	4
ペンチ	丁	9	鎌	丁	3
スノー	丁	10	なた	丁	
なた	丁	9	片手ハンマー	丁	1
塩ビパイプ	本	2	ペンチ	丁	4
とび口	本	20	たこ鍬	丁	0
剣スコップ	丁	49	照明具	台	10
角スコップ	丁	4	丸太	本	500
掛矢	丁	5	土のう袋	枚	1,000
ツルハシ	丁	10	縄	本	20
もった	丁	7	ロープ	本	20
マサカリ	丁	2	鉄線	kg	20
杭(6尺・9尺)	本	120	小車	台	2
ロープ	本	1	むしろ	枚	10
麻ロープ	本	1	ブルーシート	枚	
鉄筋(3分・30cm)	本	50	発電機	台	2
鉄筋(3分・10cm)	本	30	カッター	ヶ	2
鉄筋(4分・120cm)	本	100	炊飯器	台	1
鉄筋(5分・50cm)	本	30	給水タンク 1 t	台	1
鉄筋(5分・150cm)	本	100	チェーンソー	台	
土のう袋	袋	3,200	草刈り機	台	

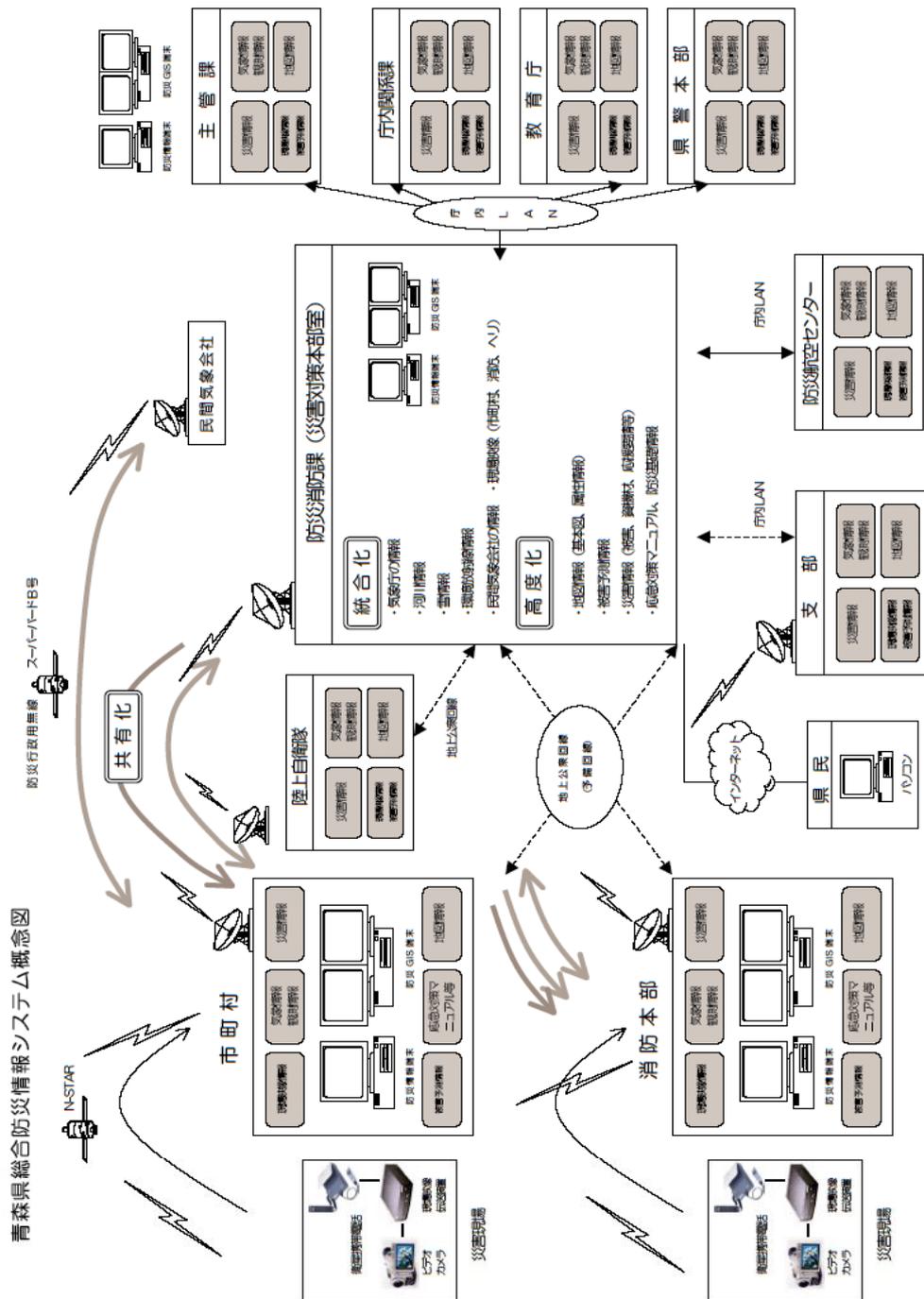
イ. 整備計画

五戸町水防倉庫			五戸町水防倉庫		
資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
ビニールシート	枚	100	マサカリ	丁	10
番線	束	10	杭(6尺・9尺)	本	200
鎌	丁	10	ロープ	本	10
一輪車	台	5	麻ロープ	本	10
鋸	丁	15	鉄筋(3分・30cm)	本	100
大ハンマー	丁	10	鉄筋(3分・10cm)	本	100
番線切り	丁	5	鉄筋(4分・120cm)	本	100
ペンチ	丁	10	鉄筋(5分・50cm)	本	100
スノー	丁	10	鉄筋(5分・150cm)	本	100
なた	丁	15	照明具	式	5
塩ビパイプ	本	10	土のう袋	袋	5,000
とび口	本	20	発電機	台	2
剣スコップ	丁	50	給水タンク	台	3
角スコップ	丁	10			
掛矢	丁	10			
ツルハシ	丁	10			
もった	丁	10			

## 第2節 総合防災情報システム

予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県・町・防災関係機関をネットワーク化した総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

〈県総合防災情報システム・ネットワーク構成図〉



### 1. 総合防災情報システムの運用

町及び消防機関は、総合防災情報システムの円滑な運用を図るため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し操作の習得に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

### 2. 町の災害対策機能等の充実

町は、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

### 第3節 自主防災組織等の確立

〔総務課〕

大規模な地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害される場合が予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには平素から住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため、町は地域住民による自主防災組織等の結成を促進し、育成していくものとする。

#### 1. 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在12地区で組織化され、防災活動を実施しているところである。

今後は地域の実情に応じた防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導するものとする。

自主防災組織一覧表

名称	所在地	代表者	会員数	設立年月日
五戸町婦人消防クラブ			45	昭和52. 7. 1
ひばり野婦人消防クラブ			5	昭和52. 7. 1
蛭川婦人消防クラブ			21	昭和52. 7. 1
豊間内婦人消防クラブ			30	昭和52. 7. 1
扇田婦人消防クラブ			9	昭和52. 7. 1
浅水婦人消防クラブ	個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。		24	昭和52. 7. 1
中市婦人消防クラブ			21	昭和54. 7. 18
鳥沼新田自主防火隊			17	昭和62. 2. 16
一ノ坪自主防火隊			14	昭和63. 4. 1
横倉自主防火隊			8	昭和62. 1. 24
沼沢自主防火隊			13	昭和62. 2. 2
森冬自主防火隊			33	昭和62. 7. 5

#### 2. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成、組織化は住民が自ら自主的に行うことを本旨としつつ、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなる優れたリーダー育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 地域（自治会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため啓蒙活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施する。
- (2) 既存の自治会や婦人防火クラブ等民間防火組織への移行を図る。
- (3) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び身障者、高齢者等災害時要援護者を保護するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (4) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなる優れたリーダーの育成を図る。
- (5) 災害時には、避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平常時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点となる施設並びに消火・救助・救護のための資機材の整備を図る。

#### 3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により、消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより整備充実するとともに、特に法令により義務付けられていない事業所についても強力的に設置を促進する。

なお、自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 病院・旅館・ホテル・百貨店等多数の者が利用する事業所
- (2) 危険物・高圧ガスの製造所、貯蔵所又は取扱所
- (3) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
- (4) 雑居ビル等共同防火管理者を必要とする事業所

#### 4. 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき平常時及び災害時において効果的で災害時要援護者に配慮した防災活動を次により行う。

##### (1) 平常時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
- エ. 火気使用設備器具等の点検
- オ. 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ. 災害時要援護者の把握

##### (2) 災害時の活動

- ア. 初期消火の活動
- イ. 災害危険箇所等の巡視
- ウ. 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・避難指示の伝達
- エ. 救出救護の実施及び協力
- オ. 集団避難の実施
- カ. 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

#### 5. 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

##### (1) 平常時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 火気使用設備器具等の点検
- エ. 防災用資機材の備蓄及び管理

##### (2) 災害時の活動

- ア. 初期消火の活動
- イ. 救出救護の実施及び協力
- ウ. その他

### 第4節 防災教育及び防災思想の普及

#### 〔総務課〕

地震災害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と、住民一人ひとりが日頃から地震災害の認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と、社会教育の場及び直接住民に対する防災知識の普及を通じて、防災意識の高揚を図るものとする。

#### 1. 防災業務担当職員に対する防災教育

防災業務担当職員が、日常の事務又は業務を通じ積極的に防災対策を推進し、地域防災計画が活用され、地域における防災活動を率先して実施できるよう、地域防災計画の内容運用等の周知徹底を図るため、研修会・検討会及び映画会等を通じ防災教育を実施するものとする。

なお、教育内容で特に重点をおくべきものは、次のとおりである。

- (1) 地震災害についての一般的知識
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録の文献紹介とその検討会

#### 2. 社会教育等における教育

青少年教育、女性教育等の学級・講座や青少年団体・女性団体等の社会教育関係団体が実施する研修会等に防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及を図る。

### 3. 住民に対する防災思想の普及

防災思想の普及は、ラジオ・テレビ等の放送施設、新聞・雑誌・広報誌その他町が発行する刊行物、広報車の巡回さらには講習会・映画会・展覧会の開催その他により行うものとする。

防災の日や防災週間など一連の防災関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図るものとする。普及内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 簡単な地震災害に関すること
- (2) 気象予警報等に関すること
- (3) 住民のとるべき措置

#### ア 家庭においてとるべき次の措置

(平常時)

- ・ 家庭における各自の役割分担
- ・ 家具等重量物の転倒防止
- ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・ 3日分の食料、水、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の準備
- ・ 避難場所、避難路の確認
- ・ 避難所における心得

(災害時)

- ・ 身の安全確保
- ・ テレビ、ラジオ、役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・ 自動車や電話の使用の自粛
- ・ 火の使用の自粛
- ・ 灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・ 初期消火
- ・ 被災者の救出、救護への協力
- ・ 炊き出しや救助物資の配分への協力
- ・ その他

#### イ 職場においてとるべき次の措置

(平常時)

- ・ 職場の防災会議による役割分担
- ・ 職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ ロッカー等重量物の転倒防止
- ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・ 重要書類等の非常持出品の確認
- ・ 防災訓練への参加

(災害時)

- ・ 身の安全の確保
- ・ テレビ、ラジオ、役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・ 自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・ 火の使用の自粛
- ・ 危険物の安全確保
- ・ 不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・ 初期消火
- ・ 被災者の救出、救援への協力
- ・ 職場同士の相互協力
- ・ その他

### 4. 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

このため、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとし、また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

## 第5節 防災訓練

〔総務課〕

地震災害発生時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的・継続的な防災訓練を実施するものとする。

### 1. 総合防災訓練の実施

町は、災害応急対策の迅速かつ的確なる遂行を図るため、大規模地震を想定した防災訓練を企画し、県、その他の防災関係機関及び公私の団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び災害時要援護者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させた総合訓練を行うとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。また、訓練内容には実働的なものだけでなく、図上演習的なものも取り入れるよう努めるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

- (1) 実施期間は、防災週間内（又は大きな災害の被災日）とする。
- (2) 地震発生後の災害応急対策の実施を内容とする訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 災害広報訓練
- イ. 情報収集伝達訓練
- ウ. 災害対策本部設置訓練
- エ. 交通規制訓練
- オ. 避難・避難誘導訓練
- カ. 消火訓練
- キ. 土砂災害防除訓練
- ク. 救助・救出訓練
- ケ. 救急・救護訓練
- コ. 応急復旧訓練
- サ. 生活関連訓練
- シ. 隣接市町村・隣接県等との連携訓練
- ス. 災害時要援護者の安全確保訓練
- セ. ボランティアの受入れ・活動訓練
- ソ. その他災害想定に応じた必要な訓練

### 2. 個別防災訓練の実施

町は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、個別防災訓練を定期的に実施する。

なお、訓練内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置等訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 給水・炊き出し訓練
- (11) 図上訓練
- (12) その他

### 3. 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、市町村の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市町村は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

## 第6節 避難対策

[総務課]

地震災害時において、住家を失った住民及び地震災害に起因する水害・土砂災害・火災等の二次災害危険箇所周辺の住民を保護するため、避難場所及び避難路の選定・避難訓練・避難に関する広報・避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

### 1. 避難場所の選定

町は、大規模地震が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため次により避難場所を選定する。

#### (1) 避難場所の選定

- ア. 避難者1人当たりの必要面積を概ね2㎡以上とする。
- イ. 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配慮する。
- ウ. 大規模な崖崩れ、浸水などの危険のないところにする。
- エ. 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路・河川等を横断して避難することは、できるだけ避ける。

#### (2) 地震火災に対する避難場所の選定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから地震火災に対する避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか次の事項に留意する。

- ア. 大火輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園・緑地・グラウンド（校庭）・その他公共空地を選定する。
- イ. 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。
- ウ. 状況に応じて、他の避難場所に移動が可能なところとする。

### 2. 避難場所の整備

避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

### 3. 避難場所標識の設置等

避難場所及び周辺道路には、案内標識・誘導標識等を設置し地域住民に周知する。

### 4. 避難路の選定

避難路の選定は、市街地の状況に応じて安全に避難場所等へ避難できるよう次の事項に留意する。

- (1) 避難路は、概ね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないものとする。
- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とする。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路とする。

### 5. 避難路及び避難場所周辺の交通規制

地震災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため必要に応じ、五戸警察署・八戸県土整備事務所と協力し、避難路及び避難場所周辺の駐車場規制等の交通規制を実施しておく。

### 6. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

### 7. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

#### (1) 避難場所等の広報

地域住民に対して、避難場所等に関する次の事項について周知徹底を図る。

- ア. 避難場所の名称
- イ. 避難場所の所在位置
- ウ. 避難地区分け
- エ. その他必要な事項

#### (2) 避難のための心得の周知徹底

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

- ア. 避難準備の知識
- イ. 避難時の知識
- ウ. 避難後の心得

## 第7節 火災予防対策

[総務課]

地震発生時の火災の同時多発等による被害を未然に防止し、住民の生命・身体及び財産を火災から保護するため、防災思想の普及と消防体制の充実強化を図るものとする。

### 1. 防火思想の普及

#### (1) 一般家庭等に対する指導

##### ア. 一般家庭

一般家庭に対し、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて、指導するとともに、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導するものとする。また、地震による火災発生防止として、耐震自動消火装置付ストーブの使用の促進等を強力に指導するとともに、パンフレット・刊行物等により火災防止・初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

##### イ. 教育研究機関の実験室・薬局等

学校及び教育研究機関の実験室・薬局等における薬品類は、地震動による落下等により発火・爆発の危険性が考えられるので、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

##### ウ. 街頭消火器の設置

市街地・避難経路等の主要地点への消火器の配備推進に努め、初期消火体制を整備する。

#### (2) 民間防火組織の育成

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が非常に重要であり地域ぐるみ・職場ぐるみの協力体制を必要とすることから、自主消防体制としての学区・行政区等ごとの婦人防火クラブ・少年消防クラブ等の結成・育成を促進し、組織単位の訓練を積み重ね災害への対応策を体得させ、家庭・職場等で活用できるよう指導するものとする。

#### (3) 建造物等の火災予防

ア. 市街地の大火の防止策として、耐火・簡易耐火構造による不燃化建築物への建替え等の促進を図るため、防火地域・準防火地域等指定地域の拡大を推進するものとする。

イ. 公共建築物は、原則として耐火建築とし、その他についても不燃及び耐火建築の促進を指導するものとする。

#### (4) 火災予防運動の実施

毎年火災が多く発生する4月から11月にわたり、春・秋の火災予防運動の期間を通じ火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

### 2. 防火規制の実施

#### (1) 予防査察の実施

消防機関は、出火の危険性を把握し火災発生を未然に防止するため、防火対象物・危険物製造所等に対し計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導・消防用設備等の改善・勧告を行うものとする。

ア. 対象 一般家庭・病院・百貨店・劇場・旅館・ホテル等

イ. 実施期間等 春・秋の火災予防運動期間中、年2回（一回当たり40人）

##### ウ. 査察内容

- (ア) 火気使用設備の安全確保に関する事
- (イ) 危険物の安全取扱いと適正管理に関する事
- (ウ) 消火・避難等の消防用施設の設置管理に関する事
- (エ) 自主点検の励行に関する事
- (オ) 査察後の措置
- (カ) 施設の改善命令・措置の指示・その後の再査察

#### (2) 防火管理体制の確立

火災発生及び拡大を防止するために劇場・病院・百貨店・ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出・消防計画の作成・消火・通報及び避難訓練の実施・消防用設備等の設置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を樹立させるものとする。

### 3. 消防体制の整備

#### (1) 消防計画の作成

消防機関等がその任務に基づき具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的・総合的な充実強化を図る。

#### (2) 常備消防体制の充実強化

八戸地域広域市町村圏事務組合は、火災の鎮圧・救急・人命救助等の消防活動における初期出動体制及び組織の充実強化に努めるものとする。

#### (3) 消防団の充実強化

地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な団員の確保等を講ずるとともに、入団促進活動・イメージアップ活動・地域交流事業・文化教養研修活動を実施するなどその活動の活性化を図るものとする。

#### (4) 消防施設・設備等の整備

第1節防災業務施設・設備等の計画による。

なお、河川水等の自然水利・水泳プール・ため池等の指定消防水利の活用等、消防水利の多用化を図る。

### 4. 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、文化財の現況把握に努めるとともに、消防機関の協力を得て各所有者等に対し火災予防対策の強化を指導、助言するものとする。

## 第8節 水害対策

### [総務課]

地震に起因する水害を防止又は軽減するため治水施設の整備、適正な管理及び水害予防体制の整備を図るものとする。

#### 1. 河川等治水施設の整備と管理

河川改修事業・農地防災事業・治山事業・砂防事業及び危険地域からの移転対策事業の総合的实施により治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図るものとする。

#### 2. 水防資機材の整備

第3章第1節「防災業務施設・設備等の整備」による。

#### 3. その他の水害予防については、水防計画の定めるところによる。

水防計画に定める内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象・水象の観測及び通報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

## 第9節 土砂災害対策

### [建設課]

地震災害に起因する土砂災害を未然に防止あるいは軽減するため、危険箇所を把握し治山事業砂防事業（地すべり・急傾斜地崩壊対策）・農地防災対策事業及び危険地域からの移転対策事業を総合的に実施するとともに、地域住民に対する危険箇所の周知徹底・危険区域内における行為制限の周知徹底を図るものとする。

#### 1. 危険箇所の住民に対する周知徹底

危険箇所の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識・危険箇所の性質・土地の保全義務・異常（前駆）現象・その他の注意事項を啓発するため次のような措置を講ずる。

- (1) 国土交通省・県主催の例年6月の「土砂災害防止月間」に、県で配布するパンフレット等を各世帯に配布する。
- (2) 随時、関係機関に協力を要請し、地区ごとに土砂災害に関する映画会・講習会を開催する。
- (3) 教育委員会と連携をとり、危険箇所の多い地区の児童生徒等を対象とした、土砂災害防止教育を推進する。
- (4) 土砂災害に関する防災訓練を実施する。

#### 2. 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう、県農林水産事務所・県土整備事務所と連携を密にし指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池・用水路・その他防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- (3) のり切・切土・掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積

#### 3. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状態に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」・「地すべり等防止法」・「砂防法」・「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地、又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1)・(2)・(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底
- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

## 第10節 建築物等対策

### [建設課]

地震発生時の地震動による建築物本体の被害・窓ガラス・外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀・石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防・一般建築物等災害予防・コンピュータシステム等災害予防の促進を図るものとする。

#### 1. 公共建築物等災害予防

防災拠点となる役場・病院・避難場所となる学校・体育館・公民館等の耐震診断、耐震化について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的な実施に努めるほか、不特定多数の人が出入りする劇場・百貨店・社会福祉施設等の建築物の耐震診断、耐震改修について、建築物の所有者、管理者等を指導する。

#### 2. 一般建築物災害予防

##### (1) 建築物の耐震性促進

町は、県と連携して特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに完了検査率の向上を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の向上を促進する。また、民間確認検査機関を活用して、住宅の完了検査の一層の充実を図るとともに、昭和56年5月以前に建築された既存建築物については、所有者、管理者に対する耐震診断、耐震改修等に関する指導を強力かつ計画的に実施する。

##### (2) 窓ガラス・看板等の耐震性促進

町は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス・外装タイル・看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては点検・改修などの指導を行う。

特に、通学路及び避難場所周辺においては、改修を要する建築物の所有者に対して強力な改修指導を行う。

- (3) ブロック塀・石塀等対策  
町は県と連携して、道路沿いに設置されているブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したものとすよう指導する。  
特に、通学道路や避難路及び人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀等については、その実態を把握するとともに危険性のあるものについては、改修すよう強力に指導する。
  - (4) 家具等転倒防止対策  
住民に対し建築物内の食器棚・書棚等の地震時における転倒、移動の防止方法を広報紙等により周知徹底する。
3. コンピュータシステム等災害予防  
コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取り組みを促進する。

## 第11節 都市災害対策

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定・都市基盤施設の整備・防災拠点等の整備・市街地の整備・建築物不燃化を図るものとする。

1. 地域地区の設定・指定 [建設課]
  - (1) 用途地域の設定  
用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため適切な用途地域を定める。
  - (2) 防火地域・準防火地域の指定  
市街地における火災を防止するため、地域を指定し建築物に対する規制を強化する。
2. 都市基盤施設の整備 [建設課]  
都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。
  - (1) 道路の整備  
都市交通を処理するとともに、避難路・延焼遮断帯・緊急輸送路・消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため道路整備事業を推進する。
  - (2) 公園緑地の整備  
都市のやすらぎの確保とともに、避難地・避難路・延焼遮断帯の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。
  - (3) 公共下水道事業  
公共用水域の水質保全を図るとともに市街地の浸水を防止するため、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。
3. 防災拠点施設整備事業 [総務課]  
安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設・ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫・耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。
4. 市街地の整備 [建設課]  
既成市街地の災害の防止のため、次の事業を推進する。
  - (1) 市街地再開発事業  
土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を実施する。
  - (2) 住環境整備事業  
住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を実施する。
  - (3) 土地区画整理事業  
未整備な市街地の道路・公園・河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策・消火活動・避難行動・延焼防止等の都市防災を図るため事業の推進を図る。
5. 建築物不燃化対策 [建設課]  
安全な都市環境を実現するため建築物の不燃化を図る。
  - (1) 公共建築物の不燃化  
庁舎・学校・病院等の公共建築物の不燃化を図る。
  - (2) 耐火建築物の建設促進  
耐火建築物の建設を促進するため融資制度の周知徹底を図る。

## 第12節 災害時要援護者等安全確保対策

### [介護保険課]

障害者・傷病者・高齢者・乳幼児・外国人等のいわゆる災害時要援護者を保護するため、災害時要援護者関連施設の安全性の確保・災害時要援護者の支援体制の整備・避難誘導體制等の整備・応急仮設住宅供給における配慮等災害時要援護者の安全確保を図るものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

#### 1. 災害時要援護者関連施設の安全性の確保

- (1) 災害時要援護者関連施設の管理者は、施設の防災性強化・防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業・砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業・地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

#### 2. 災害時要援護者の支援体制の整備等

- (1) 町等防災関係機関は、防災知識の普及・訓練等の機会に住民に対して、災害時要援護者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し多言語による防災知識の普及に努める。
- (2) 町は、地域に居住する災害時要援護者の実態を把握しておく。
- (3) 町及び災害時要援護者関連施設管理者は、防災関係機関・自主防災組織・近隣住民等との連携を密にし、災害時の支援体制を整備しておく。

#### 3. 災害時要援護者の避難誘導體制等の整備等

- (1) 町等防災関係機関及び災害時要援護者関連施設管理者は、災害時要援護者を適切に避難誘導するための体制を整備しておく。
- (2) 町等防災関係機関は、災害時要援護者に対する情報伝達体制を整備しておく。
- (3) 町等防災関係機関は、被災した高齢者・障害者等に配慮した医療・保健計画を定めておく。

#### 4. 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等災害時要援護者に配慮した計画を定めておく。

#### 5. 連絡体制等の整備

災害時要援護者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における地震・津波情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、災害時要援護者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

#### 6. 防災訓練における災害時要援護者への配慮

防災訓練を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 第13節 防災ボランティア活動対策

[福祉課]

地震災害時における応急対策に必要な必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

### 1. 関係機関の連携・協力

町は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から相互の交流を深め、防災ボランティア活動に対する連携・協力を努める。

特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時から交流に努める。

### 2. 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部五戸分区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

### 3. 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導くための重要な役割を担っており、そのため町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

### 4. 防災訓練への参加

県及び町は、県教育委員会及び町教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社五戸支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入れ等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、五戸町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部五戸分区はその他地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。

### 5. 防災ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社五戸分区は、平常時から町、及び町教育委員会と連携し、登録ボランティア団体またはボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

### 6. 防災ボランティアの受入体制の整備

町等防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう防災ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、ボランティアの受付・調整方法等平常時から受入体制の整備を図る。

## 第14節 積雪期の地震災害対策

[建設課]

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の避難場所・避難路の確保を図るものとする。

### 1. 総合的な雪害対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「青森県地域防災計画（風水害編等）」による雪害予防対策を各防災関係機関が緊密に連携し総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

### 2. 交通の確保

#### (1) 道路交通の確保

災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

##### ア. 除雪体制の確立

(ア) 一般国道・県道及び町道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の整備を促進する。

##### イ. 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

(イ) なだれ等による交通遮断を防止するため、スノージェット・なだれ防止柵等の施設の整備を促進する。

#### (2) 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため航空輸送の確保を図るとともに、緊急物資の受取場所の確保を図る。

### 3. 家屋倒壊の防止

屋根雪による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の援助体制の確立を図る。

### 4. 積雪期の避難場所・避難路の確保・避難誘導標識の設置

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整備し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等の面的整備を促進して、概ね次のような避難場所・避難路の確保を図る。

#### (1) 避難場所の確保

地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難場所を指定する。

#### (2) 避難路の確保

ア. 積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ. 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ. 機械による除排雪が困難な地域や冬期交通のあい路となる箇所における消融雪施設等の整備

#### (3) 避難誘導標識の設置

住民が安全に避難場所に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

## 第15節 文教対策

[学務課]

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命・身体の安全を確保し、学校・その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物・その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を地震災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図るものとする。

### 1. 組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連帯等について組織を整備しておく。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

### 2. 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として、学級活動・ホームルームや学校行事を中心に教育活動の全体を通して行う。特に、避難・災害発生時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に即した指導を行う。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

- (1) 学校行事としての防災教育  
防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会開催、震災時のボランティア経験者の講話、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び県・町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。
  - (2) 教科・科目における防災教育  
社会・理科・保健・家庭科等の教科・科目を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。  
また、自らの家庭・学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。
  - (3) 教職員に対する防災研修  
災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員の取るべき行動とその意義の周知徹底を図る。  
また、指導に当たる教職員は災害時を想定し、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。
3. 防災上必要な計画及び訓練
- 児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。
- (1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所・経路・時期及び誘導、その指示・伝達の方法並びに保護者との連絡の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。
  - (2) 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって十分な効果をあげるよう努める。
  - (3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに必要に応じ計画を修正する。
4. 登下校の安全確保
- 児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。
- (1) 通学路の安全確保  
ア. 通学路については、警察署・県土整備事務所・消防機関及び地元関係者と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。  
イ. 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。  
ウ. 災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。  
エ. 児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認する。  
オ. 幼児の登下校時には、原則として個人又は小グループ毎に保護者が付き添う。
  - (2) 登下校等の安全指導  
ア. 災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。  
イ. 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。  
ウ. 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。
5. 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進
- 文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造・鉄骨造等による耐震性、不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定・造成に当たっては、防災上必要な措置を講ずる。
6. 文教施設・設備等の点検及び整備
- 文教施設・設備等を災害から防護するため定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。  
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
7. 危険物の災害予防
- 化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。
8. 文化財の災害予防
- 県内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。  
文化財の所有者又は管理者は良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては文化庁長官若しくは法の定めるところにより、指定又は委託を受けた県教育委員会及び町教育委員会、県指定のものにあつては県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

## 第16節 警備対策

[総務課]

五戸警察署長は、地震災害発生時における住民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し警備対策の万全を期するものとする。

### 1. 実施機関

住民の生命・身体及び財産を災害から防護するための警備対策は、町及び関係機関の協力を得て五戸警察署長が行うものとする。

### 2. 措置内容

五戸警察署長は、災害の発生に備えて次の措置を行うものとする。

#### (1) 災害警備体制の確立

地域の実情を踏まえ、各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を図り地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備計画等の策定を行い、災害警備体制の確立に努めるものとする。

#### (2) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所・危険物貯蔵所・避難場所・避難誘導経路・避難場所の収容能力等の把握に努めるものとする。

#### (3) 防災意識の普及

平素から関係機関と連絡を密にし、広報媒体を多角的に活用し、管内における災害情勢及び災害時における避難措置・危険物等の保安・犯罪の予防・交通の規制・その他公共の安全と秩序の維持に関する広報を行い、防災思想の普及に努めるものとする。

#### (4) 教養訓練の実施

職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、防災関係機関が主催する訓練及び研修に参加するなど、職員の実務能力の向上に努めるものとする。

#### (5) 防災関係機関等との協力体制の確立

防災関係機関・自主防犯組織・ボランティア組織等との連携を図り、災害警備活動が迅速かつ円滑に実施できるように協力体制を確立するものとする。

## 第17節 交通施設対策

交通施設の地震による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害となることから、各交通施設の耐震性の強化及び防災施設の整備等を図るものとする。

### 1. 道路〔建設課〕

道路管理者は、震災時において道路交通の確保ができるよう町道等の交通機能を拡充するとともに、次により道路・橋梁の耐震・耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。

#### (1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について次の調査・工事を実施する。

##### ア. 道路法面・盛土欠落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面・盛土欠落危険調査を実施する。

##### イ. 道路の防災補修工事

上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行いその対策工事を実施する。

#### (2) 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について次の調査・工事を実施する。

##### ア. 橋梁耐震点検調査

構造の改善補強工事等が必要な箇所を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。

##### イ. 橋梁の耐震補強の工事

上記アの調査に基づき、補修対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替・補強・橋座の拡幅・落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

##### ウ. 耐震橋梁の建設

新設橋梁は耐震構造とする。

#### (3) 横断歩道橋の整備

災害時において横断歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、所管横断歩道橋について次の調査、工事を実施する。

##### ア. 横断歩道橋の耐震点検調査

建設後の維持管理、気象条件等による構造細目の変化を把握するため、本体と階段の取付部を中心として横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。

##### イ. 横断歩道橋の落下防止補強工事

上記アの調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。

#### (4) トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて次の調査、工事を実施する。

##### ア. トンネルの安全点検調査

補強等対策工事の必要箇所を把握するため、トンネルの耐震点検調査を実施する。

##### イ. トンネルの耐震補強工事

上記アの調査に基づき、補強対策工事が必要な箇所について、補強工事を実施する。

#### (5) 道路啓開用資機材の整備

事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるようレッカー車・クレーン車・工作車等の道路啓開用資機材を分散配備、増強する。

#### (6) 道路標識の耐震性の強化等

災害時において、道路交通機能を確保できるよう必要な道路標識の耐震性の強化を図る。

## 第18節 上下水道施設対策

地震災害による上下水道施設の被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

### 1. 上水道施設〔上下水道課〕

水道事業者・水道用水供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

#### (1) 上水道施設の耐震性強化等

水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時における断水を最小限に止めるため、次により水道施設の耐震性の強化を図る。

##### ア. 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

##### イ. 貯水・取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震化を図り、管路は耐震性継手・伸縮継手・緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の敷設・地下水等により予備水源を確保する。

##### ウ. 浄水施設及び送・配水施設

(ア) ポンプ周りの配管・構造物との取付け管・薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。

(イ) 送・配水幹線については、耐震性継手・伸縮可撓管・緊急遮断弁等耐震性の高い構造・工法を採用するほか、異なる送・配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管は、管路の多系統化・ループ化・ブロックシステム化・共同溝の整備等を行う。

##### エ. 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。

##### オ. 既存施設

既存の上水道施設については耐震性診断を行うほか、既存管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見して敷設替え等の改良を行う。

カ. 浄水場・配水池等の構造物・主要な管路等の基幹施設及び避難所・医療機関等に配水する管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。

#### (2) 施設の防災対策の強化

施設の新設・拡張・改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

#### (3) 防災用施設・資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、緊急時給水拠点となる浄水場・耐震性貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車・給水タンク・簡易水栓・ポリタンク・消毒剤・浄水機・可搬式ポンプ・可搬式発電機・運搬車両等の資機材の整備増強を図る。

また、仮配管等の設置に備え配管・バルブ等の水道資材の備蓄と、民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

#### (4) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村・県・工事施工者等関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

### 2. 下水道施設〔上下水道課〕

下水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

#### (1) 下水道施設の耐震性強化

下水道事業者は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

##### ア. 管渠

地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎・地盤条件等総合的な見地から検討・計画するものとし、地盤の悪い箇所に敷設する場合は適切な管渠基礎工、入孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

#### (2) 施設・設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水・敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備・受電設備の多回線化・非常用自家発電装置等の設置に努める。

#### (3) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定めこれに基づいて施設・機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材・車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

## 第 19 節 危険物施設等対策

[総務課]

地震に起因する火薬類・高圧ガス・都市ガス・石油類及び毒物・劇物等化学薬品（以下この項において「危険物」という。）の爆発、火災あるいはこれらに伴う多量の有害ガスの発生による災害並びに放射性物資による事故を防止し、安全を確保するための対策を実施するものとする。

### 1. 現況

地域内の危険物施設等は、次のとおりである。

#### (1) 危険物施設

番号	事業所名	場所	区分	危険物品名	単位:kg
1	(株)五戸レミコン	大字扇田字長下2-181	一般取扱所	第3石油類	4,872
				第4石油類	80
2	しんせい五戸農業協同組合カントリーエレベーター	大字上市川字桜沢77-39	一般取扱所	第2石油類	2,694
3	五戸総合病院	字沢向17-3	一般取扱所	第3石油類	4,374
4	ホクト化学工業(株)	大字切谷内字大畑107-96	一般取扱所	第3石油類	9,758
5	(有)八戸油槽	大字上市川字石呑46-2	一般取扱所	第3石油類	20,000
6	五戸小学校	字天満後21-1	一般取扱所	第2石油類	8,000
7	鳥谷部石油販売店	字姥川75-1	一般取扱所	第1石油類	200
				第2石油類	400
				第3石油類	200
8	東北石油ガス(株)	大字豊間内字地藏平1-647	一般取扱所	第2石油類	6,000
				第3石油類	6,000
9	五戸中学校	大字豊間内字地藏平1-276	一般取扱所	第2石油類	15,000
10	東北メディカル学院	字苗代沢3-6	一般取扱所	第2石油類	4,000
11	(株)ケイシーライナー	大字豊間内字地藏平1-579	自家用給油取扱所	第2石油類	30,000
12	新潟運輸(株)	大字豊間内字地藏平1-639	自家用給油取扱所	第2石油類	19,000
13	北部運送(株)青森営業所	大字浅水字陣場95-15	自家用給油取扱所	第2石油類	9,600
14	(株)川村土木	字古館下川原23	自家用給油取扱所	第2石油類	19,200
15	川内運送(有)	大字上市川字御兵糧10-4	自家用給油取扱所	第1石油類	3,000
				第2石油類	27,000
16	(有)北組	字西ノ沢6-2	自家用給油取扱所	第2石油類	10,000
17	南部バス(株)	字下モ沢向13-3	自家用給油取扱所	第2石油類	9,600
18	(株)五戸レミコン	大字豊間内字地藏平1-608	自家用給油取扱所	第2石油類	10,000
19	(有)五戸運送	字下長下夕78-11	自家用給油取扱所	第2石油類	9,600
20	三貞商店	大字豊間内字豊間内38-2	自家用給油取扱所	第1石油類	3,840
21	吉田石油給油取扱所	大字浅水字関口18-21	自家用給油取扱所	第2石油類	10,000
22	(株)金本	字上大町24-1	小口専用一般取扱所	第2石油類	9,500
23	しんせい五戸農業協同組合熊野林営農センター	字熊野林9-2	小口専用一般取扱所	第2石油類	19,600
24	石渡 福次郎	大字扇田字西ノ沢5-8	小口専用一般取扱所	第2石油類	9,600
25	資鳥金商店	字下モ沢向13-130	小口専用一般取扱所	第2石油類	19,500
26	資鳥金商店	字中崎5-7	小口専用一般取扱所	第2石油類	19,200
27	角三本店	字下モ沢向8-56	小口専用一般取扱所	第2石油類	10,000
28	東北つばめ石油販売	字神明後6-2	給油取扱所	第1石油類	28,800
				第2石油類	19,200
				第3石油類	1,000
29	東北石油ガス	大字豊間内字地藏平1-751	給油取扱所	第2石油類	9,500
30	日本石油扇田給油所	大字扇田字西ノ沢5-11	給油取扱所	第1石油類	6,357
				第2石油類	3,840

番号	事業所名	場所	区分	危険物品名	単位:kg
31	小泉輪業商会	大字浅水字浅水94-1	給油取扱所	第1石油類	600
				第2石油類	600
32	北村農機油店	大字浅水字浅水126-1	給油取扱所	第1石油類	14,000
				第2石油類	6,000
33	しんせい五戸農業協同組合五戸給油所	字古館脇2-4	給油取扱所	第1石油類	19,200
				第2石油類	10,197
34	中里石油(株)五戸給油所	字中道9-8	給油取扱所	第1石油類	28,800
				第2石油類	28,800
35	東北石油ガス(株)五戸給油所	字上大町2	給油取扱所	第1石油類	29,400
				第2石油類	19,600
				第3石油類	2,000
36	しんせい五戸農業協同組合切谷内給油所	大字切谷内字向田7-5	給油取扱所	第1石油類	6,600
				第2石油類	13,600
37	中里石油(株)上市川給油所	大字上市川字赤川々原78	給油取扱所	第1石油類	19,200
				第2石油類	28,800
				第3石油類	1,900
38	鳥谷部石油販売	字蛸川村75-	給油取扱所	第1石油類	576
				第2石油類	574
39	しんせい五戸農業協同組合川内給油所	大字上市川字沼廻20-3	給油取扱所	第1石油類	28,500
				第2石油類	28,500
				第3石油類	2,000
40	川崎給油所	大字切谷内字向田22-23	給油取扱所	第1石油類	12,480
				第2石油類	16,320
41	青森県畜産試験場五戸支場	字苗代沢3-334	屋内貯蔵所	第1石油類	200
				第2石油類	400
42	東北三吉工業(株)	大字豊間内字地蔵平1-622	屋内貯蔵所	第1石油類	5,000
				第2石油類	1,600
				第3石油類	900
43	東北山田車体工業(株)	大字豊間内字地蔵平1-750	屋内貯蔵所	第1石油類	1,600
				第2石油類	900
				第3石油類	1,420
44	(株)大部製作所	大字豊間内字地蔵平1-278	屋内貯蔵所	第1石油類	400
				第2石油類	1,920
45	五戸電子工業(株)	字愛宕後25-7	屋内貯蔵所	第1石油類	400
				第2石油類	4,000
				第3石油類	6,000
46	鳥谷部石油販売店	字蛸川村75-1	屋外貯蔵所	第2石油類	4,000
				第3石油類	6,000
				第2石油類	4,000
47	小泉輪業商会	大字浅水字浅水94-1	屋外貯蔵所	第2石油類	4,000
				第2石油類	19,900
				第3石油類	19,900
48	東北石油ガス(株)	大字豊間内字地蔵平1-647	地下タンク	第2石油類	19,900
				第3石油類	19,900
49	しんせい五戸農業協同組合カントリーエレベーター	大字上市川字桜沢77-39	地下タンク	第2石油類	9,600
				第3石油類	15,000
50	五戸町役場	字古館21-1	地下タンク	第3石油類	15,000
				第2石油類	3,000
51	五戸町立公民館	字下モ沢向8-2	地下タンク	第2石油類	3,000
				第3石油類	9,500
52	(株)五戸会館	字新町34-3	地下タンク	第3石油類	9,500
				第2石油類	4,000
53	五戸警察署	字下モ沢向13-6	地下タンク	第2石油類	4,000
				第3石油類	9,000
54	青森県立五戸高等学校	字根岸6	地下タンク	第3石油類	9,000
				第3石油類	7,000
55	青森県りんご試験場県南課樹研究センター	大字扇田字長下タ2	地下タンク	第3石油類	7,000
				第3石油類	9,600
56	中栄コンクリート工業(株)五戸工場	字応田14	地下タンク	第3石油類	9,600
				第3石油類	5,700
57	加藤醤油店五戸工場	大字上市川字善浪33-167	地下タンク	第3石油類	5,700
				第3石油類	6,000
58	(株)阿部繁孝商店五戸工場	大字扇田字家ノ向17-1	地下タンク	第3石油類	6,000
				第3石油類	9,600
59	第一プロイラー五戸工場	大字切谷内字外ノ沢51-56	地下タンク	第3石油類	9,600
				第3石油類	5,000
60	五戸ドーム	大字豊間内字地蔵平1-398	地下タンク	第3石油類	5,000
				第3石油類	5,000

番号	事業所名	場所	区分	危険物品名	単位:ℓ
61	ホクト化学工業	大字切谷内字大畑107-96	地下タンク	第3石油類	30,000
62	社会福祉法人ハピネス	字姥堤34-1	地下タンク	第3石油類	6,000
63	五戸総合病院	字沢向17-3	地下タンク	第3石油類	30,000
64	歴史みらいパーク	字館1-1	地下タンク	第3石油類	4,000
65	(有)八戸油槽	大字上市川字石呑46-2	屋内タンク	第3石油類	30,000
66	八戸酒類(株)菊駒工場	字川原町12	屋外タンク	第3石油類	5,000
67	PCコンクリート(株)五戸工場	大字豊間内字地藏平1-643	屋外タンク	第3石油類	10,000
68	(株)阿部繁孝商店五戸工場	大字扇田字家ノ向17-1	屋外タンク	第3石油類	12,000
69	八戸リサイクルセンター(株)	大字切谷内字長屋85-13	屋外タンク	第4石油類	17,000
70	(株)五戸レミコン	大字扇田字長下タ2-181	屋外タンク	第3石油類	19,500
71	(株)アオモリパイル	大字上市川字大タルミ97-2	屋外タンク	第3石油類	10,000
72	しんせい五戸農業協同組合倉石給油所	大字倉石中市字上ミ平60	給油取扱所	第4類ガソリン	28,800
			移動タンク	第4類灯油	9,600
73	しんせい五戸農業協同組合又重給油所	大字倉石又重字上谷地7		給油取扱所	第4類ガソリン
			第4類灯油		12,500
74	石沢地区水稻営農組合	大字倉石石沢字石沢13-8	屋内貯蔵所	第4類ガソリン	300
				第4類灯油	800
				第4類重油	200
75	農事組合法人 三誠ファーム	大字石沢字駒袋31-4	屋内タンク	第4類重油	20,000
			地下タンク	第4類重油	10,000
76	特別養護老人ホームさくら荘	大字倉石中市字新山平64-1	地下タンク	第4類灯油	8,000
77	倉石無線中継所	大字倉石中市字小渡89-66, 67	地下タンク	第4類軽油	4,000
78	倉石コミュニティセンター	大字倉石中市字上ミ平20-4	地下タンク	第4類重油	6,000
79	倉石診療所	大字倉石中市字幸神道前15-4	地下タンク	第4類重油	3,000
80	十和田広域事務組合十和田ゴミ焼却施設	大字倉石中市字前新田28-87	地下タンク	第4類重油	5,000
81	倉石分庁舎	大字倉石中市字上ミ平19-1	地下タンク	第4類灯油	8,000
82	倉石温泉	大字倉石中市字上川原153	地下タンク	第4類重油	2,000
83	海上自衛隊倉石外(9)通信局舎	大字倉石石沢字山辺沢10-124	地下タンク	第4類軽油	4,000
84	中市小学校	大字倉石中市字田茂平40	一般取扱所	第4類灯油	2,000
85	又重小学校	大字倉石又重字上川原110-1	一般取扱所	第4類灯油	5,000
86	倉石中学校	大字倉石中市字上ミ平36	一般取扱所	第4類灯油	3,000
87	有限会社 高賢燃料	大字倉石石沢字境39-17	一般取扱所	第4類灯油	20,000

※消防法第9条の2の規定による届け出のある毒物劇物の取扱事業所等は、現在当町には無し。

## 2. 保安思想の啓発

危険物施設等による災害の未然防止を図り、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう、次のことを行う。

### (1) 各種行事による啓発

危険物施設等の従業員等に対し、危険物に対する知識の向上と防災に関する知識の普及を図るため火災予防運動・危険物安全週間等各種諸行事において、防災に関する映画、講演・講習会及び懇談会等を開催し防災知識の普及に努める。

### (2) PR冊子等による啓発

危険物施設等の従業員等に対し、消防関係機関紙・防火推進パンフレット・危険物会報・ポスター等を配布し、防災に関する知識の普及に努める。

### (3) 民間協力団体による啓発

防火協会・危険物安全協会連合会その他の民間協力団体等を通じ、防災に関する知識の普及に努める。

## 3. 予防査察等の強化

(1) 町長は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、消防本部・消防署又は県に連絡し、必要な措置を要請するものとする。

(2) 町長・八戸地域広域市町村圏事務組合管理者及び知事は、危険物施設等に対し防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

### ア. 予防査察の実施

危険物施設等について、位置・設備・構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について、査察を実施し改善等について指導するものとする。

また、危険物を移送するタンクローリー車及び危険物等を運搬する貨物自動車について、街頭において一斉取締りを実施し事故の防止に努めるものとする。

イ. 火災予防条例の趣旨を徹底させ、施設の管理責任者等に火災予防に関し、自覚を促し届出義務を履行させるものとする。

ウ. その他火災予防に対する措置を徹底するものとする。

(3) 町長は、危険物等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部・消防署・警察及び県と相互に情報を交換するものとする。

## 4. 自主保安体制の整備

施設の管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため危険物保安監督者・火薬類取扱保安責任者等を選任し、取扱作業等の保安監督を行わせるとともに次に掲げる体制を確立実施するものとする。

### ・ 防災組織の確立（人員配置・業務分担）

- ・ 保安検査、定期点検要領
- ・ 防災設備の維持管理、整備及び点検要領
- ・ 防災教育の徹底
- ・ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動要領
- ・ 防災訓練の実施

5. 防災設備・資機材の整備にあたっては、関係法令の基準を遵守することはもとより、更に強化充実に努めるものとする。